



# 鳥取県公報

平成 23 年 5 月 31 日 (火)  
第 8 2 9 8 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (325) (福祉保健課) . . . . . 2
	生活保護法による施術者の指定 (326) (〃) . . . . . 2
	生活保護法による診療所又は薬局の廃止の届出 (327) (〃) . . . . . 2
	生活保護法による介護機関の指定 (328) (〃) . . . . . 2
	県営林産物の物品売払代金の収納事務の委託 (329) (森林・林業総室) . . . . . 3
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (330) (東部総合事務所県民局) . . . . . 3
	県営土地改良事業の工事の完了 (331) (東部総合事務所農林局) . . . . . 4
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の事業所の変更の届出 (332) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 4
◇ 調達公告	公募型プロポーザル方式による受託者の選定 (公園自然課) . . . . . 4
	一般競争入札の実施 (教育委員会教育環境課) . . . . . 7

# 告 示

## 鳥取県告示第325号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年5月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
さかい歯科クリニック	境港市夕日ヶ丘一丁目17	平成23年4月1日
藤幸堂薬局	米子市安倍200-1	平成23年5月1日
江府総合薬局	日野郡江府町大字江尾1835	〃

## 鳥取県告示第326号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、施術者を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年5月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
豊川 優成	鳥取市古海750-5	豊川整骨院	鳥取市古海750-5	平成23年5月23日

## 鳥取県告示第327号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所又は薬局を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年5月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
入沢医院	日野郡日南町矢戸454	平成23年3月22日
藤幸堂薬局	米子市安倍200-1	平成23年4月30日
江府総合薬局	日野郡江府町大字江尾1835	〃

## 鳥取県告示第328号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年5月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 地域密着型介護老人福祉施設

名称	所在地	指定年月日
小規模特別養護老人ホームきたやま	八頭郡八頭町北山159-1	平成23年4月1日

## 2 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
社会福祉法人親誠会	倉吉市東昭和町158	デイサービスひまわり昭和町	倉吉市東昭和町140	通所介護	平成23年4月1日
アイル山陰株式会社	米子市東福原三丁目9-13	アイル米子	米子市東福原三丁目9-13	〃	〃
社会福祉法人やず	八頭郡八頭町宮谷123	小規模多機能型居宅介護施設きたやま	八頭郡八頭町北山159-1	小規模多機能型居宅介護	〃

## 3 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
社会福祉法人親誠会	倉吉市東昭和町158	デイサービスひまわり昭和町	倉吉市東昭和町140	介護予防通所介護	平成23年4月1日
アイル山陰株式会社	米子市東福原三丁目9-13	アイル米子	米子市東福原三丁目9-13	〃	〃

## 鳥取県告示第329号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、県営林産物の物品売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年5月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 委託の相手

株式会社倉吉木材市場

## 2 委託期間

平成23年5月16日から平成24年3月31日まで

## 鳥取県告示第330号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成23年7月24日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成23年5月31日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

- 1 申請のあった年月日  
平成23年5月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
NPO法人C l a m
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
西村 保彦
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
鳥取市杉崎601-2
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、支援が必要な障がい者及びその家族、高齢者に対し、職業能力開発、実施活動の場と機会、及び交流の場を提供し、自立と福祉の増進に寄与するとともに、地域の活性化に寄与する事を目的とする。

**鳥取県告示第331号**

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成23年5月31日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

土 地 改 良 事 業 の 名 称	工事完了年月日
経営体育成基盤整備事業日置谷地区区画整理	平成23年5月18日

**鳥取県告示第332号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年5月31日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	変更年月日
株式会社ケアスタッフ	米子市大谷町213-3	ヘルパーステーションハッピー米子	米子市皆生新田三丁目11-20	居宅介護、重度訪問介護	平成23年5月12日

**調 達 公 告**

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成23年5月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 業務の概要

(1) 業務名 鳥取県ツキノワグマ接近警戒システム開発・検討業務

(2) 業務の内容

本件業務は、ラジオテレメトリー調査の原理を利用して、放獣したツキノワグマに装着した発信器からの電波を受信し、最終的にはその個体の位置を特定して地域住民にその位置情報を随時提供するシステムを開発するための検討業務である。

本件業務では、ツキノワグマ接近警戒システムの基本構造の概略の検討を行うとともに、当該システムの完成に向けて、当該システムの基本設備である固定受信局の開発及び試作品の制作を行う。

なお、その詳細は、鳥取県ツキノワグマ接近警戒システム開発・検討業務に係る企画提案説明書（以下「提案説明書」という。）及び仕様書によるものとする。

(3) 履行場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部公園自然課ほか

(4) 履行期間 契約の日から平成24年3月21日まで

(5) 予算額 7,665千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

## 2 公募型プロポーザルへの参加資格

この公募型プロポーザルに参加することができる者は、単独企業又は共同企業体とし、次の掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良若しくは電気通信サービス又は電気通信機器類の電気通信機器に登録されている者であること。

なお、この公募型プロポーザルに参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成23年6月9日（木）午後5時までに6の(2)の場所に提出すること。

ウ 平成23年5月31日（火）から本件業務の委託に係る契約を締結するまでの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあつては、当該申立てが行われた日から企画提案書の提出期限までの間に改めて入札参加資格を付与されていること。

オ 県内に本店、支店、営業所その他の事業所を有していること。

カ 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

キ この公募型プロポーザルに共同企業体の構成員として参加していないこと。

(2) 共同企業体に関する要件

ア 各構成員が、(1)のア及びウからカまでの全てに該当すること。

イ 構成員のうち、いずれかの者が(1)のイの要件に該当すること。

なお、この公募型プロポーザルに参加を希望する共同企業体の構成員であつて、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成23年6月9日（木）午後5時までに6の(2)の場所に提出すること。

ウ 2名以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 各構成員が、この公募型プロポーザルに単独で又は他の共同企業体の構成員として参加していないこと。

オ 各構成員の共同企業体への出資比率が、30パーセント以上であること。

カ 共同企業体の結成に係る協定を締結していること。

キ 各構成員が県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できること。

### 3 参加表明書等の審査

(1) この公募型プロポーザルに参加しようとする者は、提案説明書に基づき参加表明書その他必要となる書類（以下「参加表明書等」という。）を平成23年5月31日（火）から平成23年6月9日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に6の(1)の担当部局に提出すること。

(2) (1)により提出された参加表明書等を審査した結果、2の資格を有していないと判断された者については、企画提案書の提出を受け付けられないものとする。この場合、その者に対しては、平成23年6月15日（水）までにその旨を通知する。

### 4 企画提案書の評価

(1) 参加表明書等を提出した者（2の資格を有していないと判断された者を除く。）は、提案説明書に基づき、企画提案書を平成23年6月15日（水）から同月28日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に6の(1)の担当部局に提出すること。

(2) (1)により提出された企画提案書は、鳥取県ツキノワグマ接近警戒システム開発・検討業務企画提案書評価委員会（以下「評価委員会」という。）において策定された評価項目、評価基準及び評価方法に基づき、各委員が評価を行う。なお、評価基準、評価方法及び評価委員会の委員は、公表しない。

(3) 次に該当する企画提案書を提出した者及び企画提案書を提出した後に2の資格を有しないことが判明した者は、失格とする。なお、失格者には、速やかにその旨を通知する。

ア 1に掲げる事項、提案説明書及び仕様書に適合しないもの

イ 評価委員会において策定された評価項目のうち必須とされたものが明確に記述されていないもの

(4) 企画提案書を提出した者のうち失格者以外のものは、企画提案書の提出期限の概ね1週間後の別に通知する日に、評価委員会に対するプレゼンテーションを行う。

なお、プレゼンテーションに欠席した者は、失格とする。

### 5 最優秀提案者の決定

(1) 評価委員会において、各委員はあらかじめ定めた評価項目、評価基準及び評価方法に基づいて、企画提案書及びプレゼンテーションの内容を評価して採点する。

(2) 各委員の評価点を合計した得点が最も高い者を、最優秀提案者として選定する。

(3) 最優秀提案者以外の者についても、得点の高い順に順位付けを行う。

(4) 最優秀提案者として選定された者及び最優秀提案者として選定されなかった者には、別途通知する。

### 6 担当部局等

#### (1) 担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県生活環境部公園自然課自然環境保全担当

電話番号 0857-26-7872

ファクシミリ 0857-26-7561

電子メールアドレス kouenshizen@pref.tottori.jp

#### (2) 入札参加資格の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話番号 0857-26-7433

#### (3) 提案説明書等の交付

提案説明書その他の資料は、平成23年5月31日（火）午後1時から同年6月9日（木）の午後5時までの間にインターネットの鳥取県生活環境部公園自然課ホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45312>）から入手するものとする。

## (4) 提出の方法

参加表明書、企画提案書その他この公募型プロポーザルに関して県に提出する書類は、持参、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により提出すること。なお、送付による申込みは、提出期限内に到着したものに限り受け付ける。

## 7 契約の締結

5により最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行い、見積書を徴して契約を締結する。この交渉には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。交渉が不調のときは5の(3)による順位付けの結果が上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

## 8 その他

- (1) 参加表明書等の提出は、参加の意向及び参加資格を確認するものであって、参加表明書等の提出があっても、企画提案書の提出者として選定されるとは限らない。
- (2) 参加表明書等その他提出された書類は、返却しない。
- (3) 業務内容に関する説明会は、行わない。
- (4) 提出された参加表明書等は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第9条第2項各号に掲げる情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、参加者に無断でこの公募型プロポーザル以外の用途には使用しない。
- (5) 著作権の取扱いについては、次のとおりとする。
  - ア 委託業者として選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前であっても、提案者に帰属するものとする。
  - イ 委託業者として選定されなかった者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。
  - ウ 県は、提案者に対して企画提案書の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。
- (6) この公募型プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (7) 詳細は、提案説明書による。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年5月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

## (1) 借入物品の名称及び数量

県立学校液晶プロジェクター等賃貸借 一式

ア 鳥取商業高等学校、鳥取緑風高等学校、白兔養護学校及び倉吉養護学校の納入分

(ア) 液晶プロジェクター 70台

(イ) プラズマディスプレイ 78台

(ウ) 周辺機器 一式

イ 倉吉総合産業高等学校の納入分

(ア) 液晶プロジェクター 25台

(イ) 周辺機器 一式

## (2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

## (3) 借入期間

## ア (1)のア

平成23年9月1日から平成28年8月31日まで

## イ (1)のイ

平成24年2月1日から平成28年8月31日まで

## (4) 納入期限

## ア (1)のア

平成23年8月31日 (水)

## イ (1)のイ

平成24年1月31日 (火)

## (5) 納入場所

入札説明書による。

## (6) 入札書の記載方法等

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うので、入札説明書に示す方法に従って計算した本件入札に係る借入物品の賃借料（保守料等を含む。）の総額を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

なお、契約に当たっては、電子調達システムの電子入札書に入力された金額（紙入札にあつては、入札書に記載された金額）に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する額を入力し、又は記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

## (1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成23年5月31日（火）から同年6月27日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が事務用機器のパソコン類又はその他の賃借のその他に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成23年6月7日（火）正午までに4の(3)の場所に提出すること。

エ 平成23年5月31日（火）から同年6月27日（月）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

オ この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

カ 本件入札に係る他の共同企業体の構成員でないこと。

キ 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。



## (2) 共同企業体に関する資格及び条件

- ア 各構成員が(1)のアからエまで及びキの要件を全て満たしていること。
- イ 共同企業体において(1)のオの要件を満たすこと。
- ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。
- エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の最も大きい者が代表者となること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
- オ 各構成員が、この競争入札に参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。
- カ 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

## 3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

## 4 入札手続等

## (1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室契約担当

電話 0857-26-7431又は7432

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

## (2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

電話 0857-26-7507

## (3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

## (4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成23年5月31日(火)から同年6月14日(火)までの日にインターネットのホームページ(物品調達ウェブサイト(<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=40454>))から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

## ア 交付期間及び交付時間

平成23年5月31日(火)から同年6月13日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで及び同月14日(火)の午前9時から正午まで

## イ 交付場所

(1)に同じ。

## (5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

## (6) 入札及び開札の日時及び場所

## ア 入札日時

平成23年6月20日(月)午前11時から同月27日(月)正午まで(ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月24日(金)午後5時までとする。)

## イ 開札日時

平成23年6月27日(月)午後1時

## ウ 場所

(1)に同じ。

## 5 入札参加者に要求される事項

- (1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。
- (2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成23年6月14日(火)正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
  - ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に、期限内に提出することができる。
  - イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。
- (4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻  
日本語、日本国通貨及び日本標準時
- (2) 入札の無効  
2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。
- (3) 契約書作成の要否  
要
- (4) 落札者の決定方法  
この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。
- (5) 手続における交渉の有無  
無
- (6) 電子証明書  
本件入札における電子入札に参加するためには、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

## (7) その他

ア 多少の台数の増減が見込まれる。台数が増減する場合は、平成23年6月10日（金）までに変更公告を行うので、県公報又は電子調達システムを確認すること。

イ 台数以外の仕様の変更をした場合は、平成23年6月10日（金）までに変更した旨を県公報に公告し、及び電子調達システムに掲示するので、確認すること。

ウ 詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : projectors to be leased

(2) Time-limit for submission of documents for qualification confirmation:12:00noon.14, June, 2011

(3) Time-limit for submission of tenders : 12:00noon.27, June, 2011

(4) Time-limit for submission of tenders by registered mail : 5:00PM, 24, June, 2011

(5) Contact point for the notice : Office of Education Environment Division , The Tottori Prefectural Board of Education

271 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7507